

答 申 書

諮問案件

「市が設置する幼稚園、小学校及び中学校の適正規模、適
正配置 に関すること」

平成20年2月

南房総市立幼稚園、小学校及び中学校再編検討委員会

1 総論

本委員会は、平成19年11月30日に南房総市教育委員会から「市が設置する幼稚園、小学校及び中学校の適正規模、適正配置に関すること」について諮問を受け、学校等の適正規模、適正配置について、学校教育環境の向上を図るという視点から検討をした。

教育は、子どもたちが自らの才能を伸ばし、自己実現を目指そうとする意欲や、自発的精神を育成していくとともに、豊かな心と健やかな体を作り上げる人間形成を行っていくことをねらいとする。この教育の理念を実践し、集団の中で磨かれるコミュニケーション能力や、様々な資質を育み、次代を担う人間を育成する場が学校であると考えます。

近年における、児童・生徒を取り巻く社会環境は大きく変化してきている。本市においても、児童・生徒の減少傾向は著しく、市内の大多数の小学校が、各学年とも単学級となっている。

このことから、小規模学校における教育上の長所・短所を検討したところ、児童生徒間の人間関係の固定化や、クラブ活動等における選択肢の減少など、各種の問題が懸念される。

また、少子化や過疎化は引き続き進むものと想定され、学校の極端な小規模化は、教職員による創意工夫だけでは、集団学習を基本とした学校運営の維持が困難になることが予想される。

このような社会情勢の変化に対応するとともに、教育理念の実現を図り、よりよい教育環境の整備について検討し、方向性を示すことが、将来の南房総市を担う子どもたちに対しての、教育行政の責務であると考えます。

本答申は、これらの考え方の上に立ち検討されたものであり、教育委員会で策定する「南房総市立幼稚園及び小中学校再編計画」に反映されることを期待するものである。

2 答申内容

南房総市は、少子高齢化や過疎化の進む地域に位置している。また、公共交通機関の整備状況も、都市部に比較して十分とはいえない状況にある。

このことから、諮問に対する検討は、教育的な観点に立ち、地域の実情を考慮しながら行うことが必要であり、以下の事項について答申をおこなうものである。

(1) 小中学校の適正規模及び適正配置について

① 適正規模

南房総市内の小中学校では、複式学級編制や極端な小規模学級の増加が懸念されており、教育委員会で策定する計画は、これらの解消を目指すものである。少子化・過疎化の進む本市の状況を踏まえ、次のとおり答申する。

児童・生徒が個性を発揮し、主体性や社会性を育てていくためには、多様な個性が集まり、ふれ合い、切磋琢磨できる学校規模が望ましいと考えられる。

学校経営からも、教員が互いに指導方法などを相談・研究し、教育効果を高めるための学校課題を共通理解し、学級・学年経営を効率的に進められる一定規模が必要である。

しかし、南房総市においては少子化や過疎化が急速に進行しており、国の示す規模の再編をしようとした場合、設定困難な通学距離となっている。適正配置のあり方として、地域の社会的要件や地理的要件を十分考慮し、実現可能な配置を考える必要がある。

このことから、小学校においては複式学級編制の懸念や極端な少人数クラスを解消する規模を目指し、また、中学校においては、人間関係の固定化による弊害解消のため、クラス替え効果の期待できる1学年あたり2学級以上の学校規模の形成が望まれる。

② 適正配置

前項の適正規模の考え方と同様に、地域の実情を踏まえ、次のとおり答申する。

学校再編において、人口増を期待することが困難な本市は、新たな学区を検討する必要がある。その学区を設定するにあたり、学校は地域のシンボリックな存在であり、地域コミュニケーションの核となる施設であるので、単純に学校規模と通学距離の平準化のみを目的に学区を再編することは、現在の南房総市の地域事情からは困難が想定されるので、地域性に配慮し、住民理解の得やすい区域を考慮する必要がある。

このことから、学校再編にあたって遠距離通学となる児童生徒については、生活リズムや、教育活動に与える影響を考慮し、次のように幼稚園・小学校の配置と、中学校の配置をすることが望ましい。

ア 幼稚園・小学校配置計画

幼稚園・小学校の再編基準としては、地域的なつながりが深く、また学校間の様々な交流も頻繁に行われる、現在の中学校区内の小学校同士で再編することを基準とする。

イ 中学校配置計画

中学校においては、小学校ほど学校行事や社会教育・社会体育事業での交流が実施されているとは言えず、地区間の一体性も小学校より緩やかなものとなっている。さらに、南房総市を取り巻く社会情勢の変化などにより、中学校区のあり方を、再度考慮する必要性が発生することも考えられる。

これらを考慮したうえで、今後の社会情勢の変化に柔軟に対応しながら、学校数をおおむね2分の1程度にする再編を図る。

(2) 一貫教育について

中学校入学時、高等学校入学時のギャップ解消や、小中または中高という期間の中で、効率的な授業カリキュラムを編成し、学習効果を高めようとする一貫教育は、近年注目されているところである。

本市で計画している学校再編が、こうした先進的な取り組みの端緒となることも想定されることから、調査研究や各種事業について、次のとおり答申する。

現在、本市においては、保育所、幼稚園、小学校及び中学校においては、様々な研究事業等に積極的に取り組んでおり、保育所と幼稚園の一元化や、一貫教育カリキュラムの研究として、連携に関する研究事業を行ってきている。

また、小学校と中学校や、更には高等学校との連携に関する新たな調査研究事業を検討し、モデル事業の展開を図る。

今後は、社会情勢の変化による多様な教育環境に対応するため、地域に根ざしたより良い教育環境整備のため、研究事業等に積極的に取り組むものとする。

(3) 通園及び通学方法について

再編により、通園・通学距離の延びる園児・児童・生徒が発生することは必然である。このことは、子どもたちのみならず、保護者においても物心共に負担となることが予想されることから、次のとおり答申する。

学校再編に当たって遠距離通学となる児童生徒については、生活リズムや、教育活動に与える影響を考慮するとともに、通学時における安全確保のため、通学路の整備や、スクールバス等の交通手段による通学方法の確保に努める必要がある。そのために、次の基準を定め、各地区において調整することが望ましい。

- ① 幼稚園児の登降園については、スクールバス運行を基本とする。
- ② 小学生の登下校については、徒歩を基本とし、一定距離以上の遠距離通学児童については、スクールバス等の通学支援を行うことを基本とする。
- ③ 中学生の登下校については、徒歩または自転車を基本とし、一定距離以上の遠距離通学生徒については、スクールバス等の通学支援を行うことを基本とする。

(4) 幼稚園、小学校及び中学校再編推進期間・スケジュールについて

複式学級の編制や極端な少人数学級の発生懸念は、小学校において顕著に現れており、小学校から取り組む必要がある。また、市民の方々に検討していただく場合、一定の期間を示した中で協議することが効率的であると考えられる。このことから、次のとおり答申する。

① 計画期間

- ア. 計画期間は、平成20年度から平成29年度までの10年間とする。
- イ. 計画期間を3期に分け、平成20年度から平成22年度までを第1期、平成23年度から平成25年度までを第2期、平成26年度から平成29年度までを第3期とする。
- ウ. 計画期間の第1期、第2期を、幼稚園及び小学校の再編推進期間とする。
- エ. 計画期間の第3期を、中学校の再編推進期間とする。

② 計画期間の定義

全体を3期に分けた各期間については、期間ごとに再編対象となる学区内の保護者の方々や、地域の方々の意見集約を行い、再編に対する意見具申をいただく目安となる期間とする。

③ 推進スケジュール

- ア. 第1期の推進地区は、富山地区、富浦地区、白浜地区の幼稚園及び小学校を対象とする。但し、富浦地区については小学校のみとする。
- イ. 第2期の推進地区は、千倉地区、丸山地区、和田地区の幼稚園及び小学校を対象とする。
- ウ. 第3期は、市内全域の中学校を対象とする。
- エ. 推進スケジュールは、期ごとに見直し、社会情勢の変化や、地域の実情を考慮しながら、柔軟に対応するものとする。

(5) 地区推進方法について

学校は、その歴史的背景や、学校施設開放、児童生徒との交流など、学校そのものが担う役割から、地域の方々の生活に深く根ざした施設であり、再編にあたっては地域の方々の理解と協力を得ることが必要となる。そのため推進方法の考え方として、次のとおり答申する。

- ① 地域代表の方々や、関係団体の方々に対して、再編計画の趣旨説明を行うとともに、学校再編の必要性についての共通理解を得ながら、よりよい教育環境形成のため、地域における機運の醸成を図る。
- ② 広く住民の方々の意見集約を図るには、地区における核となる組織が必要であることから、地区の代表者等による検討準備会を立ち上げ、地区の実情にあった検討委員会の設立に向け推進を図る。
- ③ 準備会を受け、地区学校再編検討会議を設立し、保護者の方々や、地域の意見集約に努め、地区としての意見具申ができるよう推進を図る。

(6) 学校再編推進における留意事項

学校再編は、保護者や地域の方々の十分な理解が必要であることから、以下の9項目について検討を行い、計画に反映されるよう答申する。

- ① 通園・通学路及び通園・通学方法について
- ② 授業カリキュラム等の調整について
- ③ 交流事業の促進について
- ④ 施設改修について
- ⑤ 再編時期、位置、校名、校章、校歌などについて
- ⑥ P T A組織の統合について
- ⑦ 閉園・閉校事業について
- ⑧ 跡地利用の検討について
- ⑨ 学校個別の案件について